

山梨県のインフルエンザの発生状況について (流行期入り)

令和 7 年 10 月 23 日作成
山梨県感染症対策センター

令和 7 年第 42 週 (10 月 13 日～10 月 19 日) の感染症発生動向調査結果 (速報値) は次のとおりです。

インフルエンザの定点あたり報告数 : 1.20 人^{※1}

流行期入りの目安となる 1.00 を上回ったことから、山梨県はインフルエンザの流行期^{※2}に入ったと考えられます。

(参考 : 全国の流行期入りは第 39 週 (9/22～9/28) です)

今後、県内で患者が増えることが予想されるため、裏面の予防対策について改めてご確認ください。

※1 定点数 35 医療機関の合計報告数 42 人 $42 \text{ 人} \div 35 \text{ 医療機関} = 1.20 \text{ 人}$

※2 県内全体で定点 1 医療機関あたりの報告数が 1.00 を超える 流行期入り
保健所管内で定点 1 医療機関あたりの報告数が 10.00 以上 注意報レベル
保健所管内で定点 1 医療機関あたりの報告数が 30.00 以上 警報レベル

【直近の数値】

週	人数	定点あたり報告数
42 週 (10/13～10/19)	42 人	1.20
41 週 (10/6～10/12)	34 人	0.97
40 週 (9/29～10/5)	25 人	0.71
39 週 (9/22～9/28)	6 人	0.17
38 週 (9/15～9/21)	4 人	0.12

【各年の流行入りした週】

令和6年 第48週 (11月25日～12月1日)
令和5年 第37週 (9月11日～9月17日)
令和4年 第51週 (12月19日～12月25日)
令和3年、令和2年 なし

インフルエンザの予防対策

●インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、**石けんによる手洗い**等を行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避け、混雑した場所に行くときや近い距離で会話するときなどには**マスクを着用**しましょう。
- ✓ **十分な睡眠・休養**をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 室内では**こまめに換気**をしましょう。
- ✓ 重症化を防止するため、医師と相談しインフルエンザの**予防接種**を受けましょう。

●キーワードは「咳エチケット」

- ✓ **咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用**しましょう。
- ✓ マスクがない場合は、ハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけるようにしましょう。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用しましょう。

●高熱が出る、呼吸が苦しいなど体調が悪い場合は

- ✓ **早めの医療機関の受診**をご検討ください。
- ✓ **医療機関を受診する際はマスクを着用**しましょう。
- ✓ **外出を控え、十分な休養**を取りましょう。

※学校保健安全法では、発症してから 5 日間、かつ、熱が下がった後 2 日間（幼児は 3 日）は自宅で休息を取ることになっております。

なお、学校保健安全法における出席停止期間が経過した後に、改めて検査を受ける必要はなく、当該児童生徒等が学校に復帰する場合には、治癒証明書や陰性証明書の提出は原則として不要とされています。

インフルエンザの特徴や予防などについては、こちらをご覧ください。

【やまなし感染症ポータルサイト】

<https://www.pref.yamanashi.jp/kansensho/influenza.html>